

平成23年度第1回

小金井市都市計画審議会会議録

平成23年度第1回 小金井市都市計画審議会会議録

○平成23年4月13日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席委員 17名

委員	1番 水村敏行	2番 遠藤百合子
	3番 小林正樹	4番 古川公毅
	5番 川崎宜洋	6番 関根優司
	7番 中川徳三郎	9番 片山 薫
	10番 宮下 誠	11番 村山秀貴
	12番 古川俊明	13番 武井正明
	14番 杉山直司	16番 須藤善雄
	17番 斎藤康夫	18番 田頭祐子
	19番 井上義郎	

欠席委員 2名

8番 高橋晶子	15番 熊谷睦男
---------	----------

出席説明員

都市整備部長	酒井功二	都市計画課長	西川秀夫
--------	------	--------	------

都市計画課長補佐	畑野伸二	地域安全課長	大澤秀典
----------	------	--------	------

事務局職員出席者

都市計画課主任	大久保 隆	都市計画課主事	山下恒夫
---------	-------	---------	------

【西川都市計画課長】 それでは定刻となりましたので、只今から平成23年度第1回小金井市都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は、ご多忙中のところ、小金井市都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の出席状況についてご報告申し上げます。審議会委員19名中17名のご出席をいただき、小金井市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、過半数以上の出席を得ていますので、会議は成立していることをご報告申し上げます。

また、高橋委員、熊谷委員は本日、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

また、事務局の体制でございますが、4月1日付で人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。まず都市整備部長に酒井が就任いたしました。

【酒井都市整備部長】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 都市計画課長に私、西川が就任いたしました。よろしく申し上げます。都市計画課長補佐に畑野が就任いたしました。

【畑野都市計画課長補佐】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 今後ともよろしく申し上げます。

さて、本日は本審議会の会長でございます高橋委員が公務により欠席されております。したがって、小金井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、「会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっております。この規定に基づきまして、既に会長職務代理者に指名されている古川公毅委員に進行をお願いしたいと思います。

古川委員、よろしくお願いいたします。

【古川公毅職務代理】 どうぞ、よろしくお願いいたします。

【西川都市計画課長】 それでは、前回、都市計画審議会後に関係行政機関の人事異動がございましたので、新たに審議会委員にご就任いただいた方もおられますので、改めまして委員全員のご紹介を事務局からさせていただきます。委員の紹介につきましては、会長職務代理者から現在お座りいただいている窓側の席順にご紹介させていただくことをご了承ください。

最初に、会長職務代理者の古川委員は、元東京都建設局長でございます。現在は、会社顧問をされております。

【古川公毅職務代理】 どうぞ、よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 水村委員でございます。農業委員会会長職務代理者をされております。

【水村委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 遠藤委員でございます。市議会議員をされております。

【遠藤委員】 遠藤百合子でございます。よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 小林委員でございます。市議会議員をされております。

【小林委員】 よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 川崎委員でございます。多摩建築指導事務所建築指導第二課長をされております。

【川崎委員】 川崎でございます。よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 関根委員でございます。市議会議員をされております。

【関根委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 中川委員でございます。東京むさし農業協同組合理事をされております。

【中川委員】 中川でございます。よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 片山委員でございます。市議会議員をされております。

【片山委員】 よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 宮下委員でございます。市議会議員をされております。

【宮下委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 村山委員でございます。市議会議員をされております。

【村山委員】 よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 古川俊明委員でございます。北多摩南部建設事務所長をされております。

【古川俊明委員】 よろしくお願いいいたします。

【西川都市計画課長】 武井委員でございます。市議会議員をされております。

【武井委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 杉山委員でございます。会社役員をされております。

【杉山委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 熊谷委員でございます。小金井警察署長をされております。

本日は公務のため、ご欠席されております。

須藤委員でございます。建設業組合員をされております。

【須藤委員】 よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 斎藤委員でございます。市議会議員をされております。

【斎藤委員】 斎藤です。よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 田頭委員でございます。市議会議員をされております。

【田頭委員】 よろしくお願いたします。

【西川都市計画課長】 井上委員でございます。前小金井消防署長の布袋田委員の異動に伴い平成23年4月1日から委員にご就任いただいております。

【井上委員】 井上です。よろしく申し上げます。

【西川都市計画課長】 以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

それでは、古川委員に審議会の進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

【古川公毅職務代理】 それでは只今から、平成23年度第1回小金井市都市計画審議会を開会いたします。早速、議事を進めさせていただきます。

お手元にお配りしております本日の案件は、「小金井市都市計画マスタープランの見直しに向けた中間報告について」の1件でございます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【酒井都市整備部長】 それでは資料について説明させていただきます。まず、資料の確認をお願いいたします。

資料1は「小金井市都市計画マスタープランの見直しに向けた中間報告」でございます。こちらは、先月の3月4日から3月17日にかけて行いましたパブリックコメントに準じた中間報告の際に公表した資料でございます。続いて資料2については、「都市計画マスタープラン（全体構想）事務局素案に対する意見及び検討結果について」でございます。こちらは、中間報告に対して2名の方からご意見をいただきまして、その意見に対する市の見解をお示ししたものでございます。

それでは、資料1「小金井市都市計画マスタープランの見直しに向けた中間報告」に沿って説明させていただきます

資料の目次をご覧いただきたいと思います。1ページから5ページまでに都市計画マスタープランの見直しに向けた平成22年度の取り組みの内容を示してございま

す。6ページから33ページでは、都市計画マスタープラン策定委員会や市民の皆さんのご意見を参考に、都市計画マスタープランの見直しに向けた全体構想（素案）を示してございます。この素案は、あくまでも現時点のとりまとめを行ったものでございます。今年度も引き続き、地域別構想として「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」と、それぞれの地域ごとのまちづくりの方向性を、市民の皆さんのご意見を伺いながら検討いたしますので、市の全体的なまちづくりの方向性に影響があるようであれば、今回の全体構想も再検討する予定でございます。34ページ以降は、全体構想の見直し素案をお示しするにあたり、市の現状や現行のマスタープランに示している取り組みについて、資料編としてまとめたものでございます。また、81ページ以降では、市民の皆さんのご意見を伺うために実施した「市民アンケート」等についての成果を記載しております。

ページをお戻りいただきまして、1ページをお開きください。まず、今回、都市計画マスタープランを見直す目的でございます。現行のマスタープランは平成11年度から平成13年度までの3か年に多数の市民参加を経て、平成14年3月におおむね20年後の小金井市のまちの将来像を示すものとして策定されたものでございます。策定からおおむね10年が経過しており、その間に社会経済情勢が変化していることや上位計画である「小金井市第4次基本構想」が策定されたことを踏まえて、都市計画マスタープランを見直すものでございます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針でございます。小金井市都市計画マスタープランでは、都市の将来像やまちづくりの方針を掲げることで、用途地域や地区計画などの個別の都市計画に関する地域住民の理解を得るための手立てや、個別の都市計画相互の調整、今後の個別の都市計画の決定・変更の指針の役割を担っております。

2ページをお開きください。マスタープラン見直しにあたっての検討体制でございますが、市民の皆さんの意向を把握する手段として、住民基本台帳より無作為に抽出いたしました3,000名の方を対象に「市民アンケート」を、市報等により開催を案内し、参加者の率直な意見を伺う「市民協議会」、公立中学校の生徒の代表者に集まっておいただき、若年層からみた市の現状と今後取り組むべき課題を議論いただいた「中学生検討会」を開催いたしました。それぞれの成果については、資料の81ページ以降をご確認いただきたいと思います。

まず、81ページ「市民アンケート」でございます。市民アンケートでは947票の回答をいただきました。86、87ページに「現行計画の取り組みの評価」と「今後の特に重要と思う取り組み」の結果をまとめてございます。この中で読み取れるものとしては、武蔵小金井駅周辺のまちづくりについて、これまでの取り組みは良い評価をいただいている一方、今後も取り組む必要があるとの回答をいただいておりますので、引き続き武蔵小金井駅北口等のまちづくりが必要であると考えてございます。

次に110ページ「市民協議会」でございます。こちらは、市民の皆さんにお集まりいただき、3回開催いたしました。現行計画が策定されてから変化しているまちの状況について、参加者が日常的に感じている問題点等の率直な意見を出していただき、全体構想の見直しに向けて考慮すべきキーワードとして整理しております。

次に114ページ「中学生検討会」でございます。市内の公立中学校5校の2年生にお集まりいただき、次代を担う若い世代の意見を伺うこと、まちづくりへの関心をもってもらうことを開催の趣旨といたしました。市民協議会と同じように、マスタープランに位置づけている基本目標ごとに、「みどり」グループ、「あんしん」グループ、「にぎわい」グループの3グループとして、満足する箇所、不満足な箇所を表や地図にまとめていただき、また、まちの将来像をポスターにさせていただきました。

このように、市民意向について広く確認できていると認識してございます。これらの市民の皆さんからいただいたご意見を参考にしまして、都市整備部長を委員長として関係各課長職者の計14名で構成する「庁内検討委員会」を5回開催して、議論してございます。

また、学識経験者、公募市民、関係団体、市職員で構成する「策定委員会」では、これらを踏まえて、マスタープラン見直しに向けたご議論を3回にわたり行っていただき、中間報告としてまとめ上げております。これまでの各委員会等の開催状況については、戻っていただきまして3ページをご確認いただきたいと思います。

続いて4ページからは、都市計画マスタープランの見直しに向けた全体構想(素案)の概要を示してございます。現行のマスタープランは、まちづくりのテーマとして「人・水・みどり ふれあいのまち 小金井」、また、3つの基本目標として「環境共生のまちづくり」、「安全・安心なまちづくり」、「自立(律)と活力にみちたまちづくり」を定めております。このまちづくりのテーマと3つの基本目標は、マスタープランの上位計画である「第4次基本構想」と整合しているものと考えておりますので、

現行計画を基本的に継承することといたしました。

では、基本目標ごとに概要をご説明いたします。

まず、基本目標1「環境共生のまちづくり」でございます。この中で、さらに基本方針を3つ定めており、「次世代にほこれる景観づくり」、「水とみどり生き物の創造」、「環境負荷の少ないまちづくり」としてあります。それぞれ、市民アンケート、市民協議会でのご意見を参考に、市民協働による景観まちづくりのあり方や野川周辺での生態系への取り組み、地球温暖化、ごみ対策について施策の表現を見直しております。

続いて、基本目標2「安全・安心なまちづくり」です。この中でも、基本方針を3つ定めており、「災害に強いまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「ふれあいのあるまちづくり」としてあります。こちらも、市民アンケート、市民協議会でのご意見を参考に、住宅地の防災、防犯対策の展開やバリアフリーのまちづくり、地域コミュニティの活性化への取り組みについて施策の表現を見直しております。

最後に、基本目標3「自立（律）と活力にみちたまちづくり」でございます。基本方針の3つは、「小金井らしさを実感できるまちづくり」、「創造的・個性的な産業の育成」、「活力を生むコミュニケーションの場づくり」としてあります。こちらも、市民アンケート、市民協議会でのご意見を参考に、市民協働や産業振興の取り組みについて施策の表現を見直しております。

その他、「土地利用」や「交通と道路整備」については現行計画を継承しますが、「地域別構想」を検討する段階で変更する場合がございます。

以上のような内容でパブリックコメントに準じた中間報告を実施し、資料2のとおり2名の方からご意見をいただいております。

3月11日に発生した東日本大震災、資料では「東北地方太平洋沖地震」となっております。震災の影響もあり、防災の観点からのご意見でございます。こちらについては、地域防災計画等の関連計画と歩調を合わせて、今年度のマスタープラン見直しに反映していきたいと考えております。

見直しの概要につきましては以上でございます。

【古川公毅職務代理】 これより「小金井市都市計画マスタープランの見直しに向けた中間報告」についての質疑を行います。只今のご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【関根委員】 すみません。

【古川公毅職務代理】 どうぞ。

【関根委員】 議員は議会で、全員協議会で言ったので言いづらいということがあるのですが、3月11日の大震災で、今後復旧などで国の財政のあり方などを含めて、前提がかなり変わってきたのではないかと思うんですね。国の財政支出も、当然、被災地の復興ということで、今までどおりの都市計画に配分されていたお金が、そうはならない状況もあるでしょうし、まちづくりの考え方においても、かなり根本的に検討しなければならない状況もあるんじゃないかと思うんですね。福島原発の問題も「レベル7」となってしまいましたしね。となると、ここにある環境の資料などでも、放射線のことを全く載せられていないとか、色々な面で総合的に検討せざるを得ないのではないかと思うんですね。

これは、ご説明でちょっとございましたけれど、大震災と原発の事故などのことを含めて、市民の方のご意見を踏まえて今年度検討されると思うのですが、現時点での『おおよそ、このような方向で』とか、検討委員会の方々に対して、どういう形で見直しを示されるのか、お考えがもしあれば、聞いておいた方が良いのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

【武井委員】 では、関連して。

【古川公毅職務代理】 はい。

【武井委員】 今の関根委員からの質問と関連して、今、国が復興に向けて復興債などをするとか、現在の予算の最前の民主党のマニフェストを変更したらどうか、とか色々な意見が出ていると思うんですけども、現時点で国から、あるいは東京都からですね、具体的に都市計画に関わる予算、補助金等について、これは執行までとか、あるいは補助率を変更するので、暫くは執行を見合わせてほしいという指示が現時点であるのかなのかだけ、経過というか、あれば伺っておきたいと思います。

【古川公毅職務代理】 では、その2点について、まとめてお願いします。

【酒井都市整備部長】 関根委員と武井委員の関連のご質問でございます。まずは都市計画マスタープランにつきましては、平成14年3月に20年後のあるべき姿をまとめた計画でございます。そういう形でまとめてございますが、一定の10年という経過がございまして、第4次基本構想等も策定されたということで整合を図っているということでございます。そういうことで、平成22年度は全体構想の取り組みを

した関係で、今回ご報告をさせていただいております。最終的には、平成23年度で地域別構想をまとめ上げて、改めて都市計画審議会でご議決をいただくという流れでございます。

この大震災がありまして、津波による未曾有の大被害があった訳でございます。今後、東北地方の復興に向けて、当然、国も重き等をそちらに置くということは想定出来ることではありますけれども、小金井市の場合におきましても、国の交付金、東京都の補助金等を活用しながら、現在まちづくりを進めているという状況でございます。ですから、今回の都市計画マスタープランの見直しは、部分的な社会情勢の変化ですとか第4次基本構想の策定で整合を図る意味から見直しをしているということでございますので、一定の見直しを踏まえて、向こう10年間を進めていくべきであると考えてございます。

それから武井委員の関連のご質問でございますけれども、現時点では国、東京都から震災の影響等による補助金、交付金等の減額が生じるというお話しは、現時点では聞いてございません。以上です。

【関根委員】 現時点では国から何も聞いていないし、現時点では、これまで通りのスケジュールで検討されることで、ご答弁としてはよろしいですか。

ただ、上から何もきていない、ということになれば、現時点では市役所としてはそういうご答弁になるのかもしれませんが、当然、変わってくると思うんですね。国の財政のあり方も含めて当然変わってくるでしょうし、半端じゃないお金が国レベルで考えてですね、被災地の復興ということであれば、当然、そちらの方に重点的に配分せざるを得ない状況もありますし、原発事故も全く想定外ということが国の見解ですしね。想定範囲外であれば、都市計画マスタープランの諸々の前提も新たな事態を受けて変更せざるを得なくなってくることは当然のことだと思うんですね。突っ込んで質問しても、答弁がどうなるのか分からないのですが、これは早急に国の方にも、今のままで良いということが考えられないのですか。例えば、武井委員が言われたような財政的な考え方がいつ頃に示されるのか、ちゃんとこちら側からも積極的に聞くべきではないかと思うのですが、その点、いかがでしょうか。

【古川公毅職務代理】 それでは、その点について答弁をお願いします。

【酒井都市整備部長】 再質問でございますけれども、今後の状況によりまして、確認してまいりたいと考えてございます。

【古川公毅職務代理】 現段階では、そういう判断でのご答弁があったので、審議会としては、それを踏まえて、今後の推移をみながら、適切な対応をしていくということになるかと思えます。まだ、本当に初めの段階なので、全体はどういう風に動いているか見極めながらということになりますね。

他にございませんでしょうか。

【杉山委員】 この中間報告書に対する意見としてどうなのかなとは思いますが、例えば大災害が起きた時に東八道路、新小金井街道、小金井街道というのは緊急道路として使われると思うんですよ。そうすると、避難場所はそれぞれ広がっていて、市民の方々の避難経路の確立とか、あるいは道路閉鎖をどういった形で誰がやるのか、その辺の検討はなされているのか。あるいは、都と国とそういった話し合いはなされているのかどうか、そういったことが載せられるようなことがあれば、載せた方が分かりやすいかなと。

これは、質問になるのですが、載せられるのなら載せた方がと思っております。あと、検討の方は今のところ、どの辺までされているのかどうか、というところです。

それと、もう1つ。避難施設の避難場所については、停電になった場合の、今回、計画停電とかなされていますけれども、そのような対応はされているのか、あるいは防災上の拠点となる市役所なりですね、これからの自家発電対策というのは、今考えられているのかどうか。これを質問としてお願いします。

【古川公毅職務代理】 それでは都市計画課長。

【西川都市計画課長】 都市計画マスタープランにつきましては、今説明がありましたように平成11年から3年間ということで、市のおおむね20年先のまちの将来像を示すということで検討した結果が、今こちらにある訳ですけれども、見直しの中では狭隘道路を広げていくとか、都市計画道路の整備を進めていくというような記述はされております。委員が仰られたような個別具体的な災害時の対応については、都市計画マスタープランの方ではなく、別の部署になりますが「地域防災計画」という計画を地域安全課で策定しておりますので、そちらの方で触れていくと思えます。

【古川公毅職務代理】 市の方のご答弁によると、資料2の方の小金井市地域防災計画の見直しが進められているということで、それとの関わりで今度は都市計画マスタープランでは、どのようにそれを反映するかということになると思うんですね。そちらの方の動き、あるいは役割分担について整理してみないといけないですね。それ

は、今後の過程の中で調整をとって、役割分担を明確にして進めていただきたいと思います。

古川委員、例えば東八道路や幹線道路について、避難道路として指定されているものについては、都道、市道、国道で役割分担して進めていくということは、地域防災計画等で計画されているということですよ。

【古川俊明委員】 はい、それぞれの道路管理者の方で、国、それから東京都とかですね、その中で決まっておりますので、その関連の道路の緊急避難道路に指定されている道路について、災害時の障害物の除去などは管理者が行うということで、資料の20ページのところに避難誘導経路という書き方をされておりますけれども、そういったものがベースとなっている図面なのではないかと思えます。これが、安全・安心のまちづくりの方針の中で、避難道路として指定されているのではないかと思います。

【古川公毅職務代理】 はい、杉山委員。

【杉山委員】 確かに避難道路になっているところもあるんですけども、大災害の時に通行止めとなる部分と被っているところもあるんですか、これは。

あと、各管理者がそれぞれ管理する訳ですよ、道路は。でも、災害の時にそれをやっていたら遅いのではないですかね。これは都市計画の方です話ではないのですけれども、その辺はどうなんですか。資料の20ページに書いてありますけれども、避難道路と通行止め道路は一緒にはなっていないという解釈でよろしいですね。あくまでも、災害の時に災害道路として使われる道路は、避難道路としては使われないという解釈ですね、これを見ると。

【古川公毅職務代理】 避難道路としては使われないというのは、何が…。

【杉山委員】 避難道路というのは人だけでも良い訳ですよ。要するに一般車両が通れなくなるという訳ですよ。

【古川公毅職務代理】 はい。

【杉山委員】 一般車両は通れないけれども、避難道路としては使われるという解釈ということなんですかね、この避難道路というのは。

【古川公毅職務代理】 緊急輸送道路として指定されると、一般道路はマイカーは通行できないということですか。

【杉山委員】 避難される方は使えるということですか。

【古川公毅職務代理】 はい。

【杉山委員】 わかりました。

【古川公毅職務代理】 はい、古川委員。

【古川俊明委員】 先程の説明は、全てこれで終わっているということでしょうか。それとも、まだ、これから説明があるのでしょうか。今日の資料1の都市計画マスタープランの見直しに向けた全体構想が6ページから33ページまでありますけれども、この中身についての説明は特にはないのでしょうか。

【酒井都市整備部長】 6ページから33ページまでが都市マスの本編になってございます。しかし、今回は部分的な見直しをやっておりますので、この6ページから見させていただきますと分かります通り、表示が部分的に拡張している部分、新設している部分、廃止をしている部分という形で、非常に分かりづらくなっております。そういうことで、それをまとめたものが4ページから5ページに集約をしております。

それから、作り込みの関係でございまして、34ページから80ページまでが資料編になっておりますが、資料編と部局の考え方になってございます。本編だけではなかなか分かりづらい部分がございますので、本編の8ページから33ページまでと、資料編の34ページから80ページまでを対比して見ていただくと、中身が分かるような仕組みになってございます。それぞれページ数が振ってございますので、本編の見直し部分についても『P.〇を参照』というものが載っておりますので、それを資料編で対比していただきますと、部局の考え方ですとか、整理した内容、それと事前にそれぞれの所管課において施策の成果等を調査した内容、また、事前にデータ等を集約したものをあわせて載せておりますので、この辺が考え方と資料編という形で示してございます。

ですので、ちょっと分かりづらくて大変申し訳ないのですが、その本編を集約したものが、4ページから5ページで総括してまとめたという形で、先程、概略的に説明させていただいております。以上です。

【古川公毅職務代理】 そういうことですから、全体についてご意見があれば、今出していただければよろしいかと。

【中川委員】 よろしいですか。

【古川公毅職務代理】 はい、どうぞ。

【中川委員】 20ページですね、広域避難場所と一時避難場所ということなん

ですけれども、市民に対しての市がやることの違いというものが良く分からないのですけれども、言葉の意味からとると、どういう風にイメージしたら良いか分からないのですが。その辺りの市の取り扱いの仕方というのを説明していただきたいと思えますけれども、分かりますか。

広域避難場所というのと、一時避難場所という場所の違いをですね、市の方でどういう取り扱いをしているのかということを知りたいのですが。

【古川公毅職務代理】 分かりました。今のご質問について、市のご説明をお願いいたします。広域避難場所と一時避難場所等についての市の役割はどうなのか…。

【大澤地域安全課長】 まず、地震が起きた際にですね、市民のみなさまは「一時避難場所」と呼ばれる、例えば小学校とか中学校、そちらの方の校庭。市内に18か所程度ございますけれども、そちらの校庭の方に避難していただくこととなります。その後、その周りに延焼で火災等があつて、その付近が危ないという形になった場合は、さらに広大な敷地であります「広域避難場所」、例えば小金井公園であつたり、武蔵野公園であつたり、栗山公園、そちらの方に避難されることとなります。それで、落ち着いた段階で自宅に戻られる方もいらっしゃるかと思います。しかし、例えば自宅に被災があつた場合、倒壊とかした場合は、俗に避難所と呼ばれる場所が、市内の小中学校が避難所になってございますので、そちらの方に今度は建物の中、実際には体育館の方での生活に移っていただく、というような形で表現上落とさせていただきます。

【中川委員】 それで、そういう指導というのは市の職員が必ず付いてですね、避難場所に行って誘導したりするという事になっている訳ですね。

【大澤地域安全課長】 実際の場合はですね、それぞれ地域に例えば自主防災組織というものが、今市内に24団体ございます。当然、そういった方、さらには実際には震災が起こつて避難してもらつてもいらっしゃると思えますけれども、行政だけでは、この前のような地震があつた際には対応しきれないところがありますので、そこは自助、共助、公助ということで。例えば隣の方にお声掛けしてもらつて、もし怪我人等がいれば、そういった協力体制をしてもらえれば、というような形での役割と申しますか、あくまでも基本はまずは自助から、次は共助の部分、そして公助の部分という中で、地域防災計画の中で一定の役割、さらに市の役割、都の役割、関係機関の役割という形の中で、それぞれ予防時、さらに災害時、さらに復興時という役割の中

で地域防災計画の方では示させていただいているということでございます。

【中川委員】 よろしいですか。

【古川公毅職務代理】 はい、どうぞ。

【中川委員】 そこで、重要なのが情報の共有だと思うんですよ。市の中核と各避難場所の情報のやりとりが必ず出来るという状態になっていることが重要だと思うんですよ。そういうところは、ちゃんと整備される状況なんではないでしょうか。

【古川公毅職務代理】 説明をお願いします。

【大澤地域安全課長】 この間の地震では、電気系統はその時遮断されて、携帯電話が使えなかった状況は、皆様方も経験にあるところかと思います。市では、MCAの防災無線というものを各避難所、さらには防災会、関係機関の方に貸与させていただいております。そういったところでの通信、さらに、ちょっと聞き取れないところもあります。市の防災行政無線、さらに広報車、さらには利用者の安全・安心メール、さらにツイッターで情報の周知等をさせていただいているところでございます。

【中川委員】 分かりました。ありがとうございました。

【古川公毅職務代理】 今の議論は、恐らく地域防災計画の議論の中で主にされる分野が多いと思いますけれども、ただ、それとの関係で今後の議論の中で、都市計画マスタープランに反映させるものがあれば、それはその度ごとに折り込んでいくという繰り返しの作業が必要になるかと思っておりますので、市の方でもその点を意識して、進めていっていただきたいと思っております。

他にございませんでしょうか。

それでは、これで質疑を終了することにご異議はございませんか。

〔「意義なし」との声あり〕

【古川公毅職務代理】 では、ご異議がないようですので質疑を終了します。

それでは、小金井市都市計画マスタープランの見直しに向けた中間報告については、報告を終了いたします。

以上で、都市計画審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。